

都内歯科診療所 管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策調整担当部長

厚生労働省による個人防護具の配布の実施について

日頃から東京都の感染症対策に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省から個人防護具の配布を実施する旨、別添のとおり通知がありました。

つきましては、下記のとおり個人防護具の配布の希望数量調査を実施しますので、希望する医療機関は、御申請のほどよろしくお願いいたします。

記

1 配布する個人防護具

- (1) 医療用（サージカル）マスク
- (2) アイソレーションガウン（不織布製）
- (3) 非滅菌手袋

※出荷される物資の使用推奨期限は令和 8 年度中になります。

※非滅菌手袋については、「素材」及び「サイズ」のどちらも選択可能です。

2 配送予定期間

令和 7 年 12 月を目途に順次配布を開始し、令和 8 年 3 月頃を目処に配送完了する予定です。

※国から直接、各施設に配送されます。なお、配送の都合上、遅延が生じる場合があります。

3 申請方法

下記 URL もしくは二次元コードにより申請してください。

フォーム URL : <https://forms.office.com/r/aJnz81cwmY>



4 申請期限

令和 7 年 9 月 19 日（金曜日）午後 11 時 59 分（厳守）

※申請期限を超えた場合、御要望に沿うことができません。御留意願います。

※申請期限後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。

5 配送数量等

各医療機関で希望する数量を「3 申請方法」のフォームにより申請してください。

- (1) 医療用（サージカル）マスク : 申請単位 500 枚
- (2) アイソレーションガウン : 申請単位 100 枚
- (3) 非滅菌手袋 : 申請単位 1,000 枚

6 注意事項（必ずお読みください。）

- （１）厚生労働省発出の事務連絡のとおり、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関（※）の希望数量を優先的に配布するものとし、その他の施設につきましては、抽選等で選出となります。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますので御留意ください。
- （２）申請期限後のキャンセル・数量変更、返品は一切お受けできません。また、「２ 配送予定期間」に、まとめての発送になることを考慮いただき、一度に確実に受け取ることができる数量での申請をお願いします。
- （３）配布の希望をする施設においては、以下の点について同意いただいた上で、申請を行ってください。
 - ① 使用用途
配布された个人防护具については、希望した施設が自ら使用すること。
 - ② 転売禁止
転売する（した）ことが発覚した場合、当該施設については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

※協定締結医療機関についてはリンク先を御覧ください。

【医療措置協定関係ホームページ】⇒



7 その他

備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷となります。

8 お問い合わせ先

東京都 保健医療局 感染症対策部 医療体制整備課 物資管理担当

東京都新宿区西新宿 2－8－1 都庁第一本庁舎 30 階

電話番号：03-5320-4183（直通）